

医師による遠隔での死亡診断をサポートする 看護師を対象とした研修会

～情報通信機器 (ICT) を利用した死亡診断等ガイドラインに基づく研修～

主催：全国訪問看護事業協会 共催：厚生労働省

申込締切
12 月 12 日
必着

家族や患者が希望する、住み慣れた場所での看取りを実現するために

医師が患者の死亡の際に立ち会っていない場合には、原則として死亡後改めて診察を行い、死亡診断書を交付します。このため、離島やへき地を中心として、看取りのため住み慣れた場所を離れ病院等に入院したり、死後診察を受けるため遺体を長時間保存・長距離搬送するなど、患者や家族が不都合を強いられているとの指摘がありました。

このような状況を踏まえ「規制改革実施計画」(平成 28 年 6 月 2 日)において、以下の a-e の要件を満たす場合には、医師が対面での死後診察によらず死亡診断を行い、死亡診断書を交付できるようにすることが閣議決定されました。

- a 医師による直接対面での診療の経過から早晚死亡することが予測されていること
- b 終末期の際の対応について事前の取決めがあるなど、医師と看護師の十分な連携が取れており、患者や家族の同意があること
- c 医師間や医療機関・介護施設間の連携に努めたとしても、医師による速やかな対面での死後診察が困難な状況にあること
- d 法医学等に関する一定の教育を受けた看護師が、死の三兆候の確認を含め医師とあらかじめ取り決めた事項など、医師の判断に必要な情報を速やかに報告できること
- e 看護師からの報告を受けた医師が、テレビ電話装置等の ICT を活用した通信手段を組み合わせることで患者の状況を把握することなどにより、死亡の事実の確認や異状がないと判断できること

これを受け、厚生労働省において「情報通信機器 (ICT) を利用した死亡診断等ガイドライン」が策定され、医師が対面での死後診察によらずに死亡診断を行い、死亡診断書を交付する際の具体的な運用が示されました。

ガイドラインにおいては、医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師は、法医学等に関する研修を修了することとなっており、今般、全国訪問看護事業協会において、厚生労働省医政局からの委託を受け、「医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会」を開催することになりましたのでご案内いたします。

本研修会は、地域の中で患者や家族が望む最期を迎えられるよう、情報通信機器 (ICT) を活用した死亡診断等の円滑な実施において活躍できる看護師を育成する初の試みとなります。

研修会概要

開催日時：第 1 回 (東京会場) 平成 30 年 1 月 12 日 (金)・13 日 (土) の 2 日間 定員 30 人

第 2 回 (福岡会場) 平成 30 年 1 月 30 日 (火)・31 日 (水) の 2 日間 定員 30 人

※研修会場は決まり次第、当協会のホームページでお知らせします。

参加費：無料 (交通費・宿泊費は受講者負担)

対象者：以下の(ア)(イ)(ウ)(エ)のすべてを満たす看護師で、(オ)が可能な方

(ア)看護師としての実務経験 5 年以上を有し、その間に患者の死亡に立ち会った経験が 3 例以上ある。

(イ)看護師としての実務経験のうち、訪問看護または介護保険施設等において 3 年以上の実務経験を有し、その間に患者 5 名に対しターミナルケアを行った(※)ことがある。

※ここでいう「ターミナルケアを行った」とは、患者の死亡日及び死亡日前 14 日以内に、2 回以上の訪問看護等を実施し、ターミナルケアに係る支援体制について患者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合をいう。

(ウ)実務において ICT を活用して連携している医師に、研修受講について説明し、同意を得ていること。

★医師の同意書をご提示ください

(エ)「情報通信機器 (ICT) を利用した死亡診断等ガイドライン」を読んでいること。

★<https://www.zenhokan.or.jp/new/new/new613.html> からダウンロードできます。

(オ)所属施設で業務上用いているタブレットまたはスマートフォン等を持参いただける方。

■研修プログラム

2 枚目

日時：第 1 回（東京会場）：平成 30 年 1 月 12 日（金）・13 日（土） 定員 30 人

第 2 回（福岡会場）：平成 30 年 1 月 30 日（火）・31 日（水） 定員 30 人

※研修会場については、決まり次第、当協会ホームページでお知らせします。

研修内容：①法医学に関する講義・演習、②看護に関する講義・演習

③法医学に関する実地研修（2 体以上の死体検案又は解剖への立ち会い）

※受講記録で受講状況の管理を行い、①②③すべてのプログラムを履修した場合に修了証を交付する。

1 日目 ①法医学に関する講義・演習		
	9:00～9:10	オリエンテーション (研修の流れ、受講方法、受講記録、受講管理)
講義	9:10～10:10	ICT を利用した死亡診断等の経緯、概要、関係法令 死因究明、死因統計制度
講義	10:20～12:00	法医学に関する一般的事項 ・死因論 ・内因性急死
講義	13:00～14:40	法医学に関する一般的事項 ・外因死（損傷・中毒） ・外因死（窒息論、異常環境死、虐待死）
講義＋演習	14:50～17:30	実際に使用する機器を用いた医師への情報伝達のシミュレーション 死亡確認後の説明と死亡診断書の交付の流れ
2 日目 ②看護に関する講義・演習		
講義	9:00～9:30	法医学と看護
講義＋演習	9:30～10:50	ICT を利用した死亡診断等の制度を活用する利用者・家族に対する意思 決定支援 死亡前から死亡後に至る利用者・家族への接し方
グループディスカ ッション＋発表	11:00～12:00	ICT を利用した死亡診断に関する在宅看取りの実践についての意見交換
演習	13:00～14:30	実際に使用する機器を用いた医師への情報伝達のシミュレーション (復習)
	14:40～15:10	実地研修、修了証交付の手続きに関する説明 アンケート記入

◆研修申込・参加に関する留意事項◆

- ・研修会については、詳細を当協会ホームページでご確認のうえ、**12 月 12 日必着で郵送にて**お申込みください。(ホームページ URL : <https://www.zenhokan.or.jp/>)
- ・参加決定者には電話連絡の上、**12 月 18 日以降**に、参加票、プログラム、地図等を郵送いたします。
- ・法医学に関する実地研修（2 体以上の死体検案又は解剖への立ち会い）については、各都道府県の受け入れ可能な医療機関で受講します（受講場所は研修会終了時に配布します）。
- ・受講記録で受講状況の管理を行い、2 日間の講義・演習および実地研修すべてのプログラムを履修した場合に修了証を交付します。

お問い合わせ：一般社団法人全国訪問看護事業協会

〒160 - 0022 東京都新宿区新宿 1-3-12 壱丁目参番館 401

TEL 03 - 3351 - 5898 FAX 03 - 3351 - 5938

URL : <https://www.zenhokan.or.jp/>